

木造住宅耐震診断事業

申込要件

- ・ 受診する木造住宅の所有者であること。
- ・ 昭和56年5月31日以前に着工された住宅であること。
- ・ 在来軸組工法、伝統的工法又は枠組壁工法によるものであること。
- ・ 町税などの滞納がないこと。

事業内容

県に登録された岐阜県木造住宅耐震相談士が訪問し、耐震診断を行います。後日、診断計算結果と、補強のためのアドバイス(概算の補強工事費など)を説明します。

※診断の結果、耐震性能をあらわす評点が一定基準以下と判定された場合、補強工事を行う際の補助制度を利用することができません。

問建設課 建築住宅係

(内線2317・2318)



**地震から命を守るため…
耐震シェルター設置補助します**

建設課 建築住宅係

ご高齢の方など災害時に援護を要する方の命を守るため、木造住宅の耐震シェルター整備をお考えの方に費用の一部を補助いたします。(限度額30万円)

耐震シェルター設置補助制度

申込要件

- ・ 昭和56年5月31日以前に着工された、2階以下の木造一戸建て住宅であること。
- ・ 前述の木造住宅を所有する方であること。
- ・ 木造住宅耐震診断をすでに行っており、診断の結果が、上部構造評点0.7未満であること。
- ・ 耐震改修工事の補助金の交付を受けていないこと。
- ・ 次の方が居住している住宅であること。
- 補助金を申請する年度の末日において満65歳以上の方
- 障がいのある方
- 要介護認定または要支援認定を受けた方
- ・ 過去に補助を受けて、耐震シェルターを設置していないこと。(補助を受けて設置できる耐震シェルターは1つのみ)
- ・ 町税の滞納がないこと。

・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
※以上の要件をすべて満たすことが必要です。

注 木造耐震診断を行っていない方が耐震シェルター設置補助申請を行おうとする場合、まず今年度、木造耐震診断を受けていただく必要があります。耐震シェルター設置補助申請は翌年度となります。(診断の結果、耐震シェルター設置補助申請の対象外となる場合もあります。)

No.	対象となる耐震シェルターの名称	会社名
1	木質耐震シェルター	(株)一条工務店
2	シェルキューブR	(株)デリス建築研究所
3	剛建	(有)宮田鉄工
4	シェル太くん	(株)ヤマヒサ
5	レスキュールーム	(有)ヤマニヤマシヨウ
6	鋼耐震	(株)東武防災建設

問建設課 建築住宅係

(内線2317・2318)